

認定新規就農者が利用可能な主な制度資金

(令和6年2月20日現在)

資金名	融資機関	資金用途	限度額	償還期間
農林漁業 セーフティネット資金	日本政策金融公庫	災害による被害、経済的 損失を受けた農林漁業経 営の再建、維持安定に必 要な資金	1 簿記記帳を行 っている場合は 年間経営費また は粗収益の6/12 2 1以外の場合 は600万円	15年以内
経営体育成強化資金	日本政策金融公庫	1 前向き投資資金 2 償還負担軽減資金 3 民事再生法等により 事業の再生を行うのに必 要な資金	個人1.5億円、 法人5億円の範 囲内で条件あり	25年以内
青年等就農資金	日本政策金融公庫	農地等の改良、農業経営 用施設・機械等の改良・ 造成・取得など青年等就 農計画に必要な資金	3700万円	17年以内
農業近代化資金	1 農協 2 信用農協連合会 3 農林中金 4 銀行 5 信用金庫 6 信用組合	施設の改良や取得、長期 運転資金、農村環境整備 資金など	個人 1800万円 法人・団体2億円	7~20年 以内

認定農業者が利用可能な主な制度資金

(令和6年2月20日現在)

資金名	融資機関	資金用途	限度額	償還期間
農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	日本政策金融公庫	農地等の取得、改良を始めとした農業経営改善計画に必要な長期資金全般	個人3億円 法人10億円	25年以内
農業経営改善促進資金 (スーパーS資金)	1 農協 2 銀行 3 信用金庫 4 信用組合	営農用施設・機械のリース・レンタル料、修繕費を始めとした計画の達成に必要な運転資金一般	個人500万円 法人2000万円	計画期間
農林漁業 セーフティネット資金	日本政策金融公庫	災害による被害、経済的損失を受けた農林漁業経営の再建、維持安定に必要な資金	1 簿記記帳を行っている場合は年間経営費または粗収益の6/12 2 1以外の場合は600万円	15年以内
農業近代化資金	1 農協 2 信用農協連合会 3 農林中金 4 銀行 5 信用金庫 6 信用組合	施設の改良や取得、長期運転資金、農村環境整備資金など	個人1800万円 法人・団体2億円	7~20年以内
農林漁業経営資本 強化資金	日本政策金融公庫	1 農業施設の改良・造成・復旧・取得 2 1に関連して必要となる費用の支出	みなし自己資本比率が40%に達するのに必要な額または1億円のいずれか低い額	5年1か月~20年以内 または18年以内

その他農業者が利用可能な主な制度資金

(令和6年2月20日現在)

資金名	融資機関	資金用途	限度額	償還期間
農林漁業 セーフティネット資金	日本政策金融公庫	災害による被害、経済的 損失を受けた農林漁業経 営の再建、維持安定に必 要な資金	1 簿記記帳を行 っている場合は 年間経営費また は粗収益の6/12 2 1以外の場合 は600万円	15年以内
経営体育成強化資金	日本政策金融公庫	1 前向き投資資金 2 償還負担軽減資金 3 民事再生法等により 事業の再生を行うのに必 要な資金	個人1.5億円、 法人5億円の範 囲内で条件あり	25年以内
農業改良資金	日本政策金融公庫	農地等の改良、農業経営 用施設・機械等の改良・ 造成・取得など農業改良 措置の実施に必要な資金	個人5000万円 法人・団体 1億5000万円	12年以内
農業基盤整備資金 (基盤の復旧)	日本政策金融公庫	災害により被害を受け、 経営に打撃を受けた場 合、かんがい排水や農地 等の復旧、牧野等の復旧 に必要な資金	貸付けを受ける 者が当該年度に 負担する額	25年以内
農業近代化資金	1 農協 2 信用農協連合会 3 農林中金 4 銀行 5 信用金庫 6 信用組合	施設の改良や取得、長期 運転資金、農村環境整備 資金など	個人 1800万円 法人・団体2億円	7~20年 以内
農林漁業施設資金 (災害復旧)	日本政策金融公庫	災害により被害を受け、 経営に打撃を受けた場 合、果樹の改植等、個人 施設・共同利用施設等の 復旧に必要な資金	負担額の80% または1施設当 たり300万円	15年以内 <u>果樹</u> 25年以内 <u>共同利用施設</u> 20年以内